



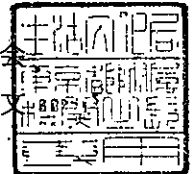
令和3年1月27日

東京都知事

小池 百合子 殿

東京都情報公開・個人情報保護審議会

会長 新美 育文



東京都情報公開条例第34条の規定に基づく諮問について（答申）

令和2年10月28日付2主税シ第248号により、当審議会に対して諮問された「地方税の賦課事務（情報連携）に係る特定個人情報保護評価書（案）」についての意見は、別紙のとおりです。

別紙

「地方税の賦課事務（情報連携）に係る 特定個人情報保護評価書（案）」について

第1 審議内容

当審議会特定個人情報保護評価部会では、「地方税の賦課事務（情報連携）に係る特定個人情報保護評価書（案）」（以下「本評価書案」という。）について、本評価書案及び根拠資料を点検し、審議を行った。

第2 審議結果

本評価書案を点検したところ、地方税の賦課事務（情報連携）における特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていると認められる。

なお、次の事項について意見するものである。

1 委託の取扱いについて

- (1) 委託先及び再委託先への管理監督は適正であることが確認できた。
- (2) 当該事務は、大規模な業務・システムであることに鑑みると、委託・再委託は、当該事務においての必要性が高いと考えられる一方で、リスクが高まる要素でもあるため、今後も引き続き、厳格な管理監督に努めること。

2 データの外部出力について

当該事務において使用する税務総合支援システム（以下「当該システム」という。）は、外部とのネットワーク接続を一切遮断しており、当該システムからの外部記録媒体による出力については、出力可能な端末をシステム管理部門及びデータセンターに限定し、承認手続を経ることで可能としており、データの外部出力について、適正な管理が行われている。

また、当該事務に係る情報連携及び庁内連携（以下「情報連携等」という。）の実施は、当該システムと連携サーバーとの間のデータ授受を外部記録媒体によって行う予定であり、外部記録媒体上のデータは、当該システム及び連携サーバーそれぞれの端末から出力時に自動的に暗号化されることから、適切な安全管理措置が図られていると認められる。

今後も引き続き、外部記録媒体について厳格な運用管理に努めること。

3 アクセス権限の管理について

当該事務において使用する全てのシステムに係るアクセス権限について、詳細かつ適正に管理されていることが確認された。

また、委託先に対するID付与においても、委託業務内容に応じ、個人番号にアクセスできない権限を設定するといった適正なアクセス制限を行っていることが確認できた。

今後も、税制改正に伴うシステム改修や組織改正等への変更に対するアクセス権限の更新を確実に実施し、引き続き適正な一元管理に努めること。

4 規程遵守の徹底について

当該事務に係る取扱規程や情報連携等に係る使用簿といった様式等が適切に整備されていることを確認した。

今後更に本格化する情報連携等に当たり、取得可能な特定個人情報の範囲の拡大等の動向も踏まえ、これらの規程等を遵守し、情報連携等に係る安全管理の徹底に努めること。

5 評価書の活用等について

評価書だけでなく、根拠資料として提出された関係規程等についても定期的な点検・整備を継続し、事務実施において活用するよう努めること。

特に、評価対象である情報連携等における特定個人情報の取扱いは、もっぱら内部的な処理であることを踏まえ、システムフロー図等を活用し、都民にとってよりの確で分かりやすい説明を行っていくよう努めること。

第3 審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和2年10月28日	諮問
令和2年12月3日及び 同月9日	本評価書案概要説明・審議 (第53回特定個人情報保護評価部会)
令和2年12月25日	審議(第54回特定個人情報保護評価部会)
令和3年1月27日	「地方税の賦課事務(情報連携)に係る特定個人情報保護評価書(案)」について答申

(答申に関与した委員の氏名)

神橋 一彦、徳本 広孝、宮内 宏